

河川愛護団体募集中！

# 河川愛護活動 支援金

をご存知ですか？

市が管理する河川の清掃及び除草等、**河川環境の浄化並びに親水活動等の河川愛護活動**を組織的に行う**団体**に対し、その活動を支援するため**支援金**を交付いたします。

**活動内容** 河川のごみの撤去・清掃や除草、不法投棄の回収等を行っていただいた団体に対し、支援金を交付いたします。

活動状況の例



唐原川を考える会活動状況



若久川を守る会活動状況

**活動期間** 4月1日から翌年3月31日まで

**交付対象団体** 

- ・10名以上の会員で組織された団体
- ・地元の推薦を受けた団体
- ・年間2回以上の河川愛護活動を1年間以上実施した実績を有する団体

**交付対象となる河川及び活動範囲** 

- ①格上げ2級河川
- ②準用河川
- ③普通河川
- ④通称河川と呼ばれる下水道施設
- ⑤その他市長が特に必要と認められるもの

※詳しくは裏面の支援金についてをご覧ください。

# 支援金について

年間の活動回数や活動延長、活動内容、除草面積等によって、支援金を交付します。(最大22万円/年)下記①～④の合算金額となります。

## ①団体活動支援金

## ②延長加算金

年間清掃及び愛護活動回数	金額(円)
2回	30,000円
3～4回	50,000円
5回以上	60,000円

延長加算金	金額(円)
0,5km以上4km未満	20,000円
4km以上8km未満	30,000円
8km以上	40,000円

## ③愛護活動加算金

## ④除草活動加算金

年間で実施した活動の種類	金額(円)
2種類以上	20,000円

延べ面積	金額(円)
10,000m <sup>2</sup> 以上 20,000m <sup>2</sup> 未満	20,000円
20,000m <sup>2</sup> 以上 30,000m <sup>2</sup> 未満	40,000円
30,000m <sup>2</sup> 以上 40,000m <sup>2</sup> 未満	60,000円
40,000m <sup>2</sup> 以上 50,000m <sup>2</sup> 未満	80,000円
50,000m <sup>2</sup> 以上	100,000円

- ①河川内の不法投棄物の回収
- ②巡回パトロール
- ③高水敷の洗浄
- ④地域住民と連携した生き物調査・水質調査
- ⑤水生生物の育成・保護
- ⑥河川敷の花壇の手入れ
- ⑦その他の親水・河川愛護活動

## 手続き

※手続きについての詳細は下記の連絡先までお問い合わせください。

### ①団体の設立

構成員名簿等の作成・提出

団体の構成員名簿、活動実績等の提出を行っていただきます。



審査



団体の認定

団体の認定結果の通知を代表者に送付します。

### ②年間活動報告

実行計画書の提出

年間の計画書を提出していただきます。



活動

1年間活動を行なっていただきます。



実績報告書の提出

報告書を提出していただきます。



支援金の交付・決定

報告書を確認した後、支援金額の決定・交付を行います。

問い合わせ・申込先 福岡市役所 道路下水道局建設部 河川課



福岡市中央区天神1丁目8番一号



092-711-4497



kasen.RSB@city.fukuoka.lg.jp



福岡市 河川の助成制度

検索